

国民健康保険からののお知らせ

国民健康保険は、国保に加入している皆さんが明るく健康な生活を送ることができるよう、病気やけがをした場合の医療給付事業、出産育児一時金や葬祭費などの保険給付事業、健康診査や脳ドック負担金の補助および保養所助成などの保健事業を行っています。これらの国民健康保険事業を円滑に運営していくための大切な財源が国民健康保険税です。

平成23年度から国民健康保険税の課税限度額が変わります

課税限度額とは

課税限度額は法律や条例で定められており、一世帯に対する課税額の限度となる金額で、計算上課税限度額を超える世帯であっても、課税限度額までの課税となります。

課税限度額を引き上げる理由

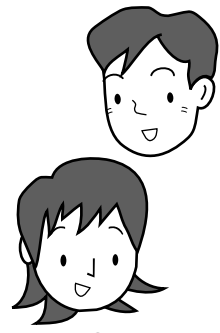
国民健康保険制度は、国保に加入している皆さんが安心して医療が受けられるよう保険税を出し合う相互扶助（お互いが助け合う）で成り立っている制度です。近年、加入者の高齢化の進展や医療の高度化などにより、国保財政は厳しい状況にあります。そのため、国民健康保険事業の安定的な運営を行うため、平成23年4月から国保税の課税限度額を改定することになりました。

改定内容

平成23年度から医療給付費分（医療分）、後期高齢者支援金等分（支援分）、介護納付金分（介護分）の課税限度額を表①のとおり改定します。

表①

	現 行	改 定 後
医療分	470,000円	500,000円
支援分	120,000円	130,000円
介護分	90,000円	100,000円
合 計	680,000円	730,000円

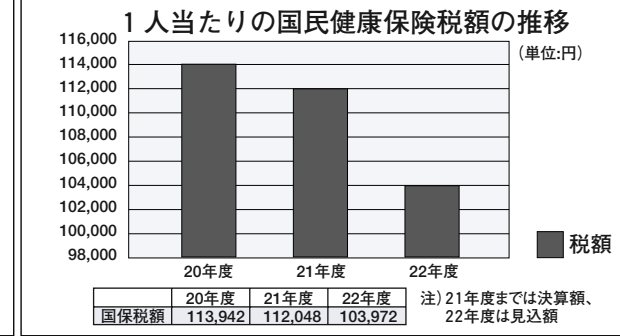
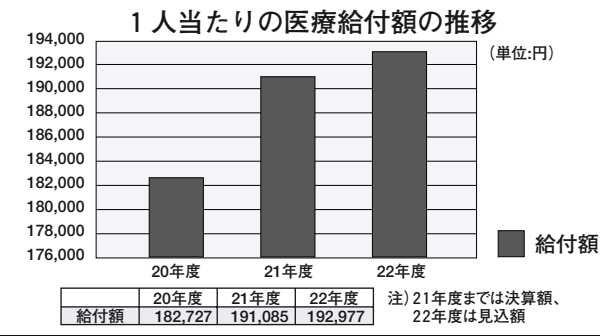


※介護分は40歳から64歳までの被保険者が算定の対象となります。

国民健康保険制度は、国保に加入している皆さんが安心して医療が受けられるよう保険税を出し合う相互扶助（お互いが助け合う）で成り立っている制度です。近年、加入者の高齢化の進展や医療の高度化などにより、国保財政は厳しい状況にあります。そのため、国民健康保険事業の安定的な運営を行うため、平成23年4月から国保税の課税限度額を改定することになりました。

※表②は一人当たりの医療給付額と一人当たりの国民健康保険税額の推移を表しています。医療給付費は上昇して、国保税額は下降しているのがわかります。このままの状況が続くと、国保の健全な事業運営ができなくなってしまいます。

表②



保健事業のご案内

(特定) 健康診査

- 八潮市国民健康保険加入の40歳～64歳の方
4月1日(金)～11月30日(水)
※3月末に受診券などを郵送済
- 八潮市国民健康保険加入の65歳以上の方および後期高齢者医療制度の方
6月1日(水)～11月30日(水)
※5月末に受診券などを郵送済
- 今年度75歳になられる方
誕生月によって異なります(左表参照)。

実施期間

保険切り替えのため、誕生月と誕生月翌月は受診できませんので下記の表を確認し、ご自身の健診期間にお受ください。

	6月	7月	8月	9月	10月	11月
昭和11年4月生まれの方	6月1日(日) ←					→ 11月30日(水)
昭和11年5月生まれの方		7月1日(日) ←				→ 11月30日(水)
昭和11年6月生まれの方			8月1日(日) ←			→ 11月30日(水)
昭和11年7月生まれの方	6月1日(水)～6月30日(日)		★ 9月1日(日) ←			→ 11月30日(水)
昭和11年8月生まれの方	6月1日(水)～7月31日(日)			★ 10月1日(日) ←		→ 11月30日(水)
昭和11年9月生まれの方	6月1日(水) ←		→ 8月31日(日)			★ 11月1日(日)～11月30日(水)
昭和11年10月生まれの方	6月1日(水) ←			→ 9月30日(日)		
昭和11年11月生まれの方	6月1日(水) ←				→ 10月31日(日)	
昭和11年12月生まれ～昭和12年3月生まれの方	6月1日(水) ←					→ 11月30日(水)

※医療保険組合や社会保険に加入している40歳～74歳の方は、加入している医療保険組合などにお問い合わせください。

①～③共通
・個別に受診券を送付しますので、内容などを確認ください。
・平成23年4月以降の国保加入者の方は、申し込みが必要で

・人間ドックや事業主健診（職場での健診）を受けた方は、健診の結果票を国保年金課へ提供ください。必要に応じて健康に関する案内をします。

《特定保健指導について》
八潮市国民健康保険加入の方で、特定健康診査の結果、生活習慣病のリスクの高い方は特定保健指導の対象となります。対象となった方には個別に案内を郵送します。案内の届いた方は、ぜひ、この機会にご利用ください。

脳ドック補助金

被保険者の予健診の促進を目的に、医療機関で実施する脳ドックと併せて行う問診、診察、血液検査などの費用の一部を補助します。

- ①八潮市国民健康保険
・脳ドックを受ける日において八潮市国民健康保険被保険者の資格が1年以上あること
- ・脳ドックを受ける日の属する年度において40歳以上であること
- ・国民健康保険税および市税を滞納していないこと
- ②後期高齢者医療制度
・八潮市に住所を有する埼玉県後期高齢者医療被保険者の方
- ・埼玉県後期高齢者医療保険料および市税を滞納していないこと

健康診査補助金

市が実施するがん検診などの自己負担金を八潮市国民健康保険で負担します。

胃がん・肺がん・大腸がん・子宮がん・乳がん検診、肝炎ウイルス検診、歯周疾患検診、ヘルシィチェック健康診査(20～39歳) 検診を受ける際に補助金申請書を記入し提出することで、費用が無料になります。詳しくは、特定健康診査内リーフレットまたは健康だよりをご確認ください。

国民健康保険に関する手続き

- 加入手続きが必要な方
①社会保険、共済組合、国民健康保険組合など職場の健康保険を喪失した方で、任意継続や他の健康保険に加入していない方
- 喪失手続きが必要な方
①国民健康保険に加入していた方で、社会保険、共済組合、国民健康保険組合などの健康保険に加入した方

保養施設利用助成

埼玉県国民健康保険団体連合会が契約している施設を利用する際に、費用を助成します。

①八潮市国民健康保険被保険者および八潮市に住所を有する埼玉県後期高齢者医療被保険者

補助金

1人3,000円(小学生は1,500円)。ただし、1年度内1回に限る(未就学児は対象外)。

利用方法 ①直接保養施設に予約。その際に埼玉県国保の保養施設宿泊利用共同事業を利用する旨を伝え、必ず料金をご確認ください。

②予約後、国保年金課備付の「保養施設利用申込書」に記入のうえ、提出(被保険者証、印鑑を持参)。利用券および助成券を交付しますので宿泊時に必ず保養施設に提出してください。